

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月29日（平成27年（行個）諮問第174号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行個）答申第126号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人が平成25年特定月に特定労働基準監督署に申告した申告処理台帳とその添付書類すべて」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年7月24日付け大個開第27-186号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

私と監督官とのやり取り以外は開示されておらず、法人の最高責任者である代表の供述を個人扱いにし開示しない決定は到底納得出来る物では無い。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成27年6月24日付け（同日受付）で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成27年7月30日付け（同月31日受付）で審査請求を提起したものである。

##### （2）諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、下記（３）ウに掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法１４条２号、３号イ及びロ、５号並びに７号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（３）理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、特定事業場において労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等の違反があったとした審査請求人から特定労働基準監督署への情報提供を契機とする監督指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号１ないし６の文書（以下「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において確認したところ、対象文書中、以下にかかげる部分には、審査請求人個人に関する情報であって、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

（ア）担当官が作成又は収集した文書（対象文書３）

対象文書３のうち、５７頁ないし６９頁

（イ）特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（対象文書６）

対象文書６のうち、１０７頁ないし１１３頁、１１５頁、１１６頁、１２４頁ないし１９５頁、１９７頁ないし２０６頁、２０８頁ないし２１０頁、２１２頁ないし２２１頁、２２３頁ないし２４０頁、２４２頁ないし２４９頁、２５１頁ないし２６５頁、２６７頁、２６９頁ないし２７１頁、２７３頁、２７５頁、２７９頁、２８１頁、２８４頁、２８５頁、２８７頁、２８８頁、２９３頁ないし２９５頁、２９７頁ないし３００頁

（ウ）是正勧告書（控）及び続紙（控）（対象文書５）

対象文書５のうち、是正勧告書（控）及び続紙（控）の是正確認欄

イ 不開示情報該当性について

（ア）申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書１）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができる。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

対象文書1の申告処理台帳続紙（2頁，70頁ないし100頁）の処理経過欄の記載のうち，なお不開示とした部分には，労働基準監督官が面接した人物，当該事案に対する被申告事業場の見解，労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容，担当者の意見，処理方針等が記載されている。

対象文書1の①は，これらの情報が開示されることとなれば，申告処理における調査の手法が明らかになり，労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，また，違法行為の発見が困難になるなど，検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条5号及び7号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

対象文書1の②は，労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり，申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず，これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり，取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

加えて，特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として，労働基準監督官に対し開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており，通例として開示しないこととされているものであるため，法14条3号ロに該当し，不開示とすることが妥当である。

また，これらの情報が開示されることとなれば，申告処理における調査の手法が明らかになり，労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，また，違法行為の発見が困難になるなど，検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条5号及び7号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

さらに，当該文書には，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており，当該情報は法14条2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから，当該部分を不開示とすることが妥当である。

#### （イ）担当官が作成又は収集した文書（対象文書3）

対象文書3において，なお不開示とした部分には，申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が

記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 監督復命書及び続紙（対象文書4）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

a 監督復命書の参考事項・意見欄

対象文書4の①の監督復命書の参考事項・意見欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提

出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の過程等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同号ロ、同条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分

対象文書4の①の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報でるとは認められないことから、開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対し開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当する。さらに、これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等についても非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、同条5号並びに7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書4の②は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イな

いしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(エ) 是正勧告書（控）及び続紙（控）（対象文書5）

是正勧告書（控）及び続紙（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書の控である。

対象文書5の①には、被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものである。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、また、対象文書5の②は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であるため、これらの情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(オ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書番号6）

対象文書6の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記

載されており、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当する。

また、当該文書には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当する。また、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

#### ウ 新たに開示する部分について

対象文書1の③、対象文書3の③、対象文書4の③及び対象文書5の④は、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

#### (4) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「法人の最高責任者である代表の供述を個人扱いし開示しない決定は到底納得出来る物では無い。」等と主張しているが、上記(3)でも述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記(3)ウで開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並び

に7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年10月29日付け厚生労働省発基1029第1号により諮問した平成27年（行個）諮問第174号に係る諮問書理由説明書（上記1。以下「理由説明書」という。）について、諮問庁としては一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、下記のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書のうち107ないし1113頁、115頁、116頁、124頁ないし195頁、197頁ないし206頁、208頁ないし210頁、212頁ないし221頁、223頁ないし240頁、242頁ないし249頁、251頁ないし265頁、267頁、269頁ないし271頁、273頁、275頁、279頁、281頁、284頁、285頁、287頁、288頁、293頁ないし295頁、297頁ないし300頁（以下「当該文書」という。）について

諮問庁としては、これらの文書については、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

- (1) 当該文書には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり特定事業場の取引関係や人材確保の面等において、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、特定事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されているが、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

そのため、法14条3号イに加え、当該情報全体が同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため不開示とすることが妥当である。

- (2) さらに、当該文書のうち、107頁ないし109頁、113頁、115頁、125頁、127頁、129頁ないし133頁、135頁ないし



140頁，142頁及び143頁を除く文書には，請求人以外の個人に関する情報であって，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書でないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから，当該部分を不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成27年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月13日 審議
- ④ 平成28年9月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年10月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年11月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，「本人が平成25年特定月に特定労働基準監督署に申告した申告処理台帳とその添付書類すべて」に記録された保有個人情報であり，具体的には，別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分を取り消し不開示とした部分の開示を求めている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示することとするが，別表1の1欄に掲げる部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとし，別表2の2欄に掲げる部分については，なお不開示とすべきとしている。

このため，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性を検討した上で，諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

##### 2 保有個人情報該当性について

諮問庁は，下記の(1)ないし(3)の文書に記録された情報については，審査請求人の個人に関する情報ではなく，さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから，審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明している。

当審査会において見分したところ，当該文書には審査請求人の氏名そ

の他の審査請求人を識別することのできる情報の記載は認められない。  
そこで、当該部分の取得又は作成の目的等に照らして、以下検討する。

- (1) 別表2に掲げる文書3（担当官が作成又は収集した文書）の57頁ないし69頁

当該文書は、審査請求人からの申告に起因して行われた臨検監督の処理の過程で担当官が作成又は収集したものと認められる。

本件臨検監督は、審査請求人からの申告に起因して行われたものであるが、当該文書に記録された情報は、審査請求人以外の申告者に関する保有個人情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

- (2) 別表2に掲げる文書5（是正勧告書（控）及び続紙（控））の103頁及び104頁の「是正確認」欄

当該部分は、認印の押印欄及び確認方式から構成され、是正状況の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており、これらは専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

- (3) 別表2に掲げる文書6（特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書）の107頁ないし113頁、115頁、116頁、124頁ないし195頁、197頁ないし206頁、208頁ないし210頁、212頁ないし221頁、223頁ないし240頁、242頁ないし249頁、251頁ないし265頁、267頁、269頁ないし271頁、273頁、275頁、279頁、281頁、284頁、285頁、287頁、288頁、293頁ないし295頁及び297頁ないし300頁

当該文書は、審査請求人の申告事項を処理するため、特定労働基準監督署が臨検監督を実施した際などに、特定事業場から任意に提出された文書である。当該文書に記録された保有個人情報は、その取得の目的等を考慮すると、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

### 3 不開示情報該当性について

- (1) 別表2に掲げる文書1（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の不開示部分について

#### ア 文書1の①

- (ア) 1頁の「完結区分」欄

当該部分は、原処分で既に開示されている100頁の「処理経過」欄1行目の記載及び105頁の審査請求人が提出した文書から推認できる内容であると認められる。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 2頁の「処理経過」欄1行目及び2行目

当該部分には、申告を受けて、今後、当該申告をどう取り扱うかが記載されており、これを開示すると、申告処理における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 100頁の「処理経過」欄3行目及び4行目

当該部分には、申告を受けて調査した結果、当該申告をどう取り扱うかが記載されているが、原処分で既に開示されている100頁の「処理経過」欄1行目の記載及び105頁の記載から、推認できる内容であると認められる。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書1の②

当該部分には、労働基準監督官が被申告事業場から聴取した内容、調査の結果得た情報等が記載されており、これを開示すると、申告処理における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2に掲げる文書3（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について（123頁の対象文書全体）

当該不開示部分のうち、12行目ないし21行目は、申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されており、これを開示すると、申告処理における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

その余の部分については、申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されておらず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれもないと認められることから、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 別表2に掲げる文書4（監督復命書及び続紙）の不開示部分について

ア 文書4の①

(ア) 101頁の「署長判決」欄

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、申告処理における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 101頁の「参考事項・意見」欄3行目ないし5行目並びに102頁の「参考事項・意見」欄1行目及び2行目

当該各欄の不開示部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されており、これを開示すると、申告処理における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 101頁の「違反法条項・指導事項等」欄1枠目並びに「是正期日」欄1枠目及び2枠目

当該各欄の不開示部分には、労働基準監督官による事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書4の②

当該部分には、面接者の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表2に掲げる文書5（是正勧告書（控）及び続紙（控））の不開示部分について

ア 文書5の①

当該不開示部分には、法違反条項、違反事項及びその是正期日が記載されている。

当該不開示部分のうち、103頁の「違反事項」欄の18行目の1文字目ないし3文字目、同行8文字目ないし16文字目、104頁の「違反事項」欄の1行目ないし3行目は、審査請求人が知っている審査請求人本人に係る情報であり、これを開示しても、事業者と労働基準監督機関との信頼関係が失われ、今後労働基準監督機関に対する関係資料の提出等について非協力的となり、監督指導業務の適正な遂行に支障が生じるおそれ、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、これを開示すると、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### イ 文書5の②

当該部分には、特定事業場の担当者の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (5) 別表2に掲げる文書6（特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書）の不開示部分について

当該部分は、審査請求人の申告事項を処理するため、特定労働基準監督署が臨検監督を実施した際などに、特定事業場から任意に提出された文書であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

これを開示すると、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督機関との信頼関係が失われ、今後労働基準監督機関に対する関係資料の提出等について非協力的となり、監督指導業務の適正な遂行に支障が生じるおそれは否定できない。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、このうち、107頁ないし109頁、113頁、115頁、125頁、127頁、129頁ないし133頁、135頁ないし140頁、142頁及び143頁は、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、その余の部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる

部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報該当性
文書3 担当官が作成又は収集した文書（57頁ないし69頁）	非該当
文書5 是正勧告書（控）及び続紙（控）（103頁及び104頁）の是正確認欄	非該当
文書6 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（107頁ないし113頁，115頁，116頁，124頁ないし195頁，197頁ないし206頁，208頁ないし210頁，212頁ないし221頁，223頁ないし240頁，242頁ないし249頁，251頁ないし265頁，267頁，269頁ないし271頁，273頁，275頁，279頁，281頁，284頁，285頁，287頁，288頁，293頁ないし295頁，297頁ないし300頁）	該当する

別表2

1 対象文書			2 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	3 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法14条）	4 開示すべき部分
番号	文書名	頁			
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1頁，2頁，70頁ないし100頁	①1頁の「完結区分」欄，2頁の「処理経過」欄1行目及び2行目，100頁の「処理経過」欄3行目及び4行目	①5号及び7号イ	1頁の「完結区分」欄，100頁の「処理経過」欄3行目及び4行目



		<p>② 70 頁の「処理経過」 欄 1 行目 2 5 文字目ないし 2 行目 2 5 文字目, 5 行目ないし 8 行目, 1 3 行目及び 1 4 行目, 1 7 行目及び 1 8 行目, 2 1 行目ないし 2 3 行目, 2 5 行目ないし 3 1 行目</p> <p>7 1 頁の「処理経過」 欄 1 行目ないし 1 1 行目, 1 7 行目ないし 2 1 行目, 2 5 行目ないし 2 9 行目</p> <p>7 2 頁の「処理経過」 欄 5 行目ないし 1 3 行目, 1 7 行目ないし 2 1 行目, 2 9 行目及び 3 0 行目</p> <p>7 3 頁の「処理経過」 欄 9 行目ないし 2 1 行目, 2 5 行目ないし 3 0 行目</p> <p>7 4 頁の「処理経過」 欄 1 行目ないし 5 行目, 9 行目ないし 2 1 行目, 2 5 行目ないし 2 7 行目, 2 9 行目ないし 3 1 行目</p> <p>7 5 頁の「処理経過」 欄 1 行目ないし 1 0 行目, 1 4 行目ないし 1 7 行目, 2 1 行目及び 2 2 行目, 2 5 行目及び 2 6 行目, 2 9 行目</p> <p>7 6 頁の「処理経過」 欄 1 行目ないし 5 行目, 9 行目ないし 1 8 行目, 2 1 行目及び 2 2 行目,</p>	<p>② 2 号, 3 号イ及 びロ, 5 号並びに 7 号イ</p>	なし
--	--	--	---	----

			<p>2 5 行目ないし 2 7 行目, 2 9 行目ないし 3 2 行目</p> <p>7 7 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 1 4 行目, 1 7 行目ないし 1 9 行目, 2 2 行目ないし 2 4 行目</p> <p>7 8 頁の「処理経過」欄 1 行目及び 2 行目, 5 行目ないし 9 行目, 1 3 行目, 1 7 行目ないし 2 2 行目, 2 5 行目及び 2 6 行目</p> <p>7 9 頁の「処理経過」欄 1 行目, 5 行目ないし 8 行目</p> <p>8 0 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 5 行目, 9 行目ないし 1 3 行目, 1 5 行目, 1 7 行目, 1 9 行目ないし 2 1 行目, 2 5 行目, 2 7 行目ないし 3 2 行目</p> <p>8 1 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 4 行目, 7 行目ないし 1 3 行目, 1 7 行目ないし 1 9 行目, 2 1 行目, 2 5 行目ないし 2 7 行目, 2 9 行目ないし 3 2 行目</p> <p>8 2 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 1 2 行目, 1 5 行目ないし 2 0 行目, 2 3 行目及び 2 4 行目, 2 6 行目ないし 3 2 行目</p> <p>8 3 頁の「処理経過」</p>		
--	--	--	--	--	--

		<p>欄 1 行目, 3 行目, 5 行目, 7 行目及び 8 行目ないし 1 1 行目, 1 3 行目, 1 5 行目, 1 7 行目及び 1 8 行目, 2 0 行目ないし 3 2 行目</p> <p>8 4 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 6 行目,</p> <p>8 5 頁の「処理経過」欄 1 行目, 5 行目ないし 9 行目, 1 3 行目, 1 7 行目及び 1 8 行目, 2 5 行目ないし 3 0 行目</p> <p>8 6 頁の「処理経過」欄 1 行目及び 2 行目, 4 行目及び 5 行目, 1 3 行目及び 1 4 行目, 1 6 行目及び 1 7 行目, 2 1 行目及び 2 2 行目, 2 4 行目及び 2 5 行目, 2 7 行目及び 2 8 行目, 3 0 行目及び 3 2 行目</p> <p>8 7 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 6 行目, 8 行目ないし 1 1 行目, 1 3 行目, 1 7 行目及び 1 8 行目, 2 1 行目, 2 3 行目ないし 2 5 行目, 2 7 行目及び 2 8 行目, 3 0 行目及び 3 1 行目</p> <p>8 8 頁の「処理経過」欄 1 行目及び 2 行目, 4 行目及び 5 行目, 7 行目ないし 1 0 行目, 1 2 行目ないし 1 9 行目, 2 2 行目及び 2 3 行目, 2 5 行目及び 2 6 行目, 2 8 行目及び 2 9 行目, 3 1</p>		
--	--	--	--	--

		<p>行目及び32行目</p> <p>89頁の「処理経過」欄1行目及び2行目, 4行目及び5行目, 7行目及び8行目, 10行目及び11行目, 13行目ないし15行目, 17行目ないし19行目, 21行目ないし26行目</p> <p>90頁の「処理経過」欄1行目, 3行目ないし6行目, 8行目及び9行目, 21行目及び22行目, 25行目ないし28行目, 30行目, 32行目</p> <p>91頁の「処理経過」欄1行目ないし3行目, 5行目及び6行目, 9行目及び10行目, 12行目及び13行目, 17行目ないし20行目, 25行目, 27行目及び28行目, 30行目</p> <p>92頁の「処理経過」欄1行目及び2行目, 4行目及び29行目</p> <p>93頁の「処理経過」欄1行目ないし6行目, 8行目ないし13行目, 15行目ないし19行目, 21行目ないし24行目</p> <p>94頁の「処理経過」欄1行目及び2行目, 5行目及び6行目, 9行目及び10行目, 12行目ないし23行目, 25行</p>		
--	--	---	--	--

			<p>目ないし30行目</p> <p>95頁の「処理経過」欄5行目ないし11行目, 13行目ないし17行目, 19行目ないし22行目, 24行目及び25行目, 27行目及び30行目</p> <p>96頁の「処理経過」欄1行目ないし6行目, 8行目ないし10行目, 12行目ないし15行目, 23行目及び24行目, 31行目及び32行目</p> <p>97頁の「処理経過」欄1行目ないし2行目, 4行目及び5行目, 7行目ないし10行目, 12行目ないし18行目, 20行目ないし24行目, 26行目ないし32行目</p> <p>98頁の「処理経過」欄1行目及び2行目, 4行目及び5行目, 7行目ないし11行目, 13行目及び14行目, 16行目ないし25行目, 27行目ないし31行目</p> <p>99頁の「処理経過」欄13行目及び14行目, 17行目及び18行目, 20行目ないし27行目</p>		
			<p>(③74頁の「処理経過」欄28行目</p> <p>94頁の「処理経過」欄24行目)</p>	(新たに開示)	

2	審査請求人が提出した文書	3頁ないし56頁, 105頁, 106頁, 118頁ないし122頁	なし		—
3	担当官が作成又は収集した文書	57頁ないし69頁, 117頁, 123頁, 313頁ないし315頁	①123頁の対象文書全体	①5号及び7号イ	①123頁の12行目ないし21行目を除く全て
			②57頁ないし69頁	②保有個人情報非該当	なし
			(③117頁, 313頁ないし315頁)	(③新たに開示)	
4	監督復命書及び続紙	101頁及び102頁	①101頁の「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄3行目ないし5行目, 「違反法条項・指導事項等」欄1枠目, 「是正期日」欄1枠目及び2枠目, 102頁の「参考事項・意見」欄1行目及び2行目	①3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし
			②「面接者職氏名」欄	②2号	なし
			(③101頁の「監督種別」欄, 「監督年月日」欄及び「違反法条項・指導事項」欄の2枠目, 102頁の「監督種別」欄の項目)	(③新たに開示)	

5	是正勧告書（控）及び続紙（控）	103頁及び104頁	① 103頁の「違反事項」欄の1行目ないし17行目，18行目の1文字目ないし3文字目，同行8文字目ないし16文字目，「是正期日」欄 104頁の「法条項」欄の18行目及び19行目，「違反事項」欄の1行目ないし19行目，「是正期日」欄	① 2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ	103頁の「違反事項」欄の18行目の1文字目ないし3文字目，同行8文字目ないし16文字目 104頁の「違反事項」欄の1行目ないし3行目
			② 103頁の「面接者職氏名」欄	② 2号	なし
			③ 103頁及び104頁の「是正確認」欄	③ 保有個人情報非該当	なし
			(④ 104頁の「法条項」欄の1行目ないし17行目)	(④ 新たに開示)	
6	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	107頁ないし116頁，124頁ないし312頁，316頁ないし318頁	114頁，196頁，207頁，211頁，222頁，241頁，250頁，266頁，268頁，272頁，274頁，276頁ないし278頁，280頁，282頁，283頁，286頁，289頁ないし292頁，296頁，301頁ないし312頁，316頁ないし318頁の対象文書全体	2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ	なし

		1 0 7 頁な いし 1 1 3 頁, 1 1 5 頁, 1 1 6 頁, 1 2 4 頁ないし 1 9 5 頁, 1 9 7 頁ない し 2 0 6 頁, 2 0 8 頁ないし 2 1 0 頁, 2 1 2 頁ない し 2 2 1 頁, 2 2 3 頁ないし 2 4 0 頁, 2 4 2 頁ない し 2 4 9 頁, 2 5 1 頁ないし 2 6 5 頁, 2 6 7 頁, 2 6 9 頁ない し 2 7 1 頁, 2 7 3 頁, 2 7 5 頁, 2 7 9 頁, 2 8 1 頁, 2 8 4 頁, 2 8 5 頁, 2 8 7 頁, 2 8 8 頁, 2 9 3 頁ないし 2 9 5 頁, 2 9 7 頁ない し 3 0 0 頁	1 0 7 頁な いし 1 0 9 頁, 1 1 3 頁, 1 1 5 頁, 1 2 5 頁, 1 2 7 頁, 1 2 9 頁ないし 1 3 3 頁, 1 3 5 頁ない し 1 4 0 頁, 1 4 2 頁及び 1 4 3 頁	保有個人 情報非該 当 3号イ及 び口, 5 号並びに 7号イ	なし
		1 1 0 頁な いし 1 1 2 頁, 1 1 6 頁, 1 2 4 頁, 1 2 6 頁, 1 2 8 頁, 1 3 4 頁, 1 4 1 頁, 1 4 4 頁ないし 1 9 5 頁, 1 9 7 頁ない し 2 0 6 頁, 2 0 8 頁ないし 2 1 0 頁, 2 1 2 頁ない し 2 2 1 頁, 2 2 3 頁ないし 2 4 0 頁, 2 4 2 頁ない し 2 4 9	1 1 0 頁な いし 1 1 2 頁, 1 1 6 頁, 1 2 4 頁, 1 2 6 頁, 1 2 8 頁, 1 3 4 頁, 1 4 1 頁, 1 4 4 頁ないし 1 9 5 頁, 1 9 7 頁ない し 2 0 6 頁, 2 0 8 頁ないし 2 1 0 頁, 2 1 2 頁ない し 2 2 1 頁, 2 2 3 頁ないし 2 4 0 頁, 2 4 2 頁ない し 2 4 9	保有個人 情報非該 当 2号, 3 号イ及び 口, 5号 並びに7 号イ	なし



				頁, 2 5 1 頁ないし 2 6 5 頁, 2 6 7 頁, 2 6 9 頁ない し 2 7 1 頁, 2 7 3 頁, 2 7 5 頁, 2 7 9 頁, 2 8 1 頁, 2 8 4 頁, 2 8 5 頁, 2 8 7 頁, 2 8 8 頁, 2 9 3 頁ないし 2 9 5 頁, 2 9 7 頁ない し 3 0 0 頁		
--	--	--	--	--	--	--